

## 元崇仁小学校における空き教室の活用による文化交流事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市美術館再整備工事に伴う本館閉館時の臨時的な取組として、元崇仁小学校の空き教室の一部を美術団体や教育機関（以下「美術団体等」という。）の展示室として活用する文化交流事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「文化交流事業」とは、京都市立芸術大学の移転を控えた元崇仁小学校において、美術作品の展示を行い、地域をはじめ広く市民が文化芸術を身近に触れることができる場を創出し、本市の文化芸術の更なる振興に資するための事業をいう。

### (事業内容)

第3条 市長は、文化交流事業に協力する美術団体等を募り、地域をはじめ広く市民の文化交流に資するため本市と協力して実施することが適當と認めた美術団体等に対し、展示室等を提供する。

- 2 前項に規定する展示室等は、元崇仁小学校南校舎1階のうち本市が指定する4室及び付属する施設とする。なお、展示室等の使用は一括とし、1室単位の提供は行わない。
- 3 前2項の規定により展示室等の提供を受けた美術団体等（以下「使用者」という。）は、文化交流事業として展覧会等を開催するものとする。

### (申請手続)

第4条 文化交流事業に協力しようとする美術団体等は、文化交流事業申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受領した後、本市と協力して実施することが適當と認めたときは、文書によりその旨を申請者に通知するものとする。
- 3 使用者は、展示室等の使用を終了したときは、使用を終了した日から30日以内に文化交流事業実施報告書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

### (使用期間)

第5条 展示室等の使用期間（美術作品の搬出入を含む。）は、原則1週間以内とし、他に使用がない場合に限り、1週間を超える期間（1箇月以内を原則とする。）の使用を認めると。なお、年末年始及び本市が指定する日は使用することができない。

- 2 同一の美術団体等による同一年度内での複数回の使用を妨げない。この場合において、使用期間は合計で4週間以内を原則とする。

### (使用時間)

第6条 展示室等の使用時間は、平日及び休日ともに、午前9時から午後5時までとする。

2 使用者は、展示室等に美術作品を搬入及び搬出するときは、使用する期間の使用時間内で行うものとする。

(展示可能作品)

第7条 使用者が展示室等で展示できる美術作品は、絵画、彫塑、工芸、書、デザイン、漫画、写真等の美術作品とする。

(負担金及び実費弁償)

第8条 使用者は、展示室等の使用に伴う光熱水費の実費を弁償しなければならない。

(展示室等での入場料の徴収及び販売)

第9条 使用者は、本事業の趣旨に鑑み、専ら営利を目的とせず、文化芸術の振興・発展に資すると市長が認めた場合において、展示室で入場料を徴収し、又は展示作品に関する図録、ポスター、絵はがきその他の販売を行うことができる。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、展示室等を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 展示室等の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 本市が指定する場所以外の学校施設に立ち入らないこと。
- (4) 使用時間を守ること。
- (5) 防火防犯に努めること。
- (6) 使用後は清掃し、すべてを原状に回復すること。
- (7) その他市長が必要と認めた指示に従うこと。

(展示室等の使用の中止)

第11条 市長は、次の各号に掲げる場合については、使用者に対して、展示室等の使用の中止を申し入れることができる。

- (1) 施設の管理運営上に支障があるとき
- (2) 使用者の提出書類に虚偽があるとき
- (3) 使用者がこの要綱に違反したとき

2 前項の申入れを受けた使用者は、使用を直ちに中止するものとする。

(施設等の損傷)

第12条 使用者は、その責めに帰すべき事由により施設又は設備を損傷したときは、使用者の負担により速やかにこれを原状に回復しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。